

公的研究費等の適正な管理・運営のための基本方針

2022年11月1日制定

最高管理責任者

株式会社クオレ・シー・キューブ（以下「当社」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣 決定）に基づき、公的研究費等の適切な管理・運営のための基本方針を以下のとおり定める。

1. 機関内の責任体系明確化

競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系と、求められる役割を明確にする。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

関係者の意識の向上と浸透のため、コンプライアンス教育・啓発活動を実施する。また、ルールと職務権限を明確化し、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画の推進を担当する者を設置し、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画を策定及び実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを構築し管理する。研究費の執行に関する書類やデータ等は機関の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。

5. 情報発信・共有化の推進

当社内での情報共有、並びに当社の取組や事例の主体的な情報発信により他研究機関との情報共有を行うことで、実効性のある体制を整備する。

6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、当社の実態に即して不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。